

損害保険研究費助成制度 募集要項（自薦用）

1. 目的 財団法人損害保険事業総合研究所は、損害保険および関連分野の学問的研究を振興し、ひいては損害保険および関連分野の事業の健全な発達を目指して、この分野の研究に従事する若手研究者へ研究のために必要な費用（ただし生活費を除く）を助成します。
2. 助成対象者 大学院と学部において、損害保険および関連分野の研究に従事する准教授、専任講師および助教とします。
ただし、
（1） 准教授は、原則として就任後3年未満であることを条件とします。
（2） 過去に助成した方には、この制度では再助成いたしません。
3. 受給者の選定 候補者の中から、学識経験者と当研究所専務理事で構成する選考委員会で審査し、決定します。
今年度の選考委員は、山下友信先生、家森信善先生および損保総研専務理事濱筆治です。
4. 助成金額 1名あたり年額50万円とします。原則として、当年11月末および翌年3月末に均等二分割にて支払います。
5. 助成期間 原則として、3年間継続して助成します。ただし、准教授については、就任後3年目までとします。また、助成期間中に研究活動から離れた場合および教授に昇任した場合には以後助成しません。
6. 受給者数 新規および継続受給者合計で年間10名以内とします。
7. 資金使途 受給者は、助成金を損害保険および関連分野の研究のために必要な費用（ただし生活費を除く）に充てるものとします。
8. 報告 （1） 受給者には、受給開始の翌年度より毎年11月に、
①前年度支給を受けた助成金の使途明細、および
②過去1年間の研究活動の進捗状況
等を所定の書式で当研究所宛報告いただきます。
当研究所は、この報告内容を精査して当年度以降の助成を継続すべきか否かを決定します。
（2） 受給者は、助成期間中もしくは期間終了後速やかに、その

研究成果を当研究所の機関誌「損害保険研究」へ1回以上、投稿していただきます。

(3) 受給者は、当助成金支給の決定後、同一もしくは類似のテーマにより他の助成金を受けることになった場合は、遅滞無く当研究所へその旨を報告するものとします。

9. 他 の 支 援 当研究所は、上記の助成金に加えて、当研究所が主催する講座・講演会の聴講（無料）などの機会を設けて、研究活動を支援します。

10. 申 請 手 続 き 9月27日（月）までに、「受給候補者経歴書・研究に関する説明書」を当研究所へご送付ください。

（上記書類は当研究所のHPにも掲載されますので、必要に応じてご利用ください。）

選考委員会で審査のうえ、10月中旬に助成の可否をご連絡いたします。

11. 注 意 事 項 受給が決定した方の氏名、所属（大学、大学院の学部、学科等）を当研究所ウェブサイトで公表いたしますので、予めご了承ください。また、11月に助成金授与の会合を当研究所で開催しますので、受給者は、ご出席願います（交通費は、当方で負担します。日程等は、別途ご連絡いたします）。

以上